

二戸市空き家等 対 策 計 画



二 戸 市
令和元年 12 月

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・4
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・4

第2章 空き家等の状況と現状の把握

- 1 人口等の推移・・・・・・・・・・・・・5
- 2 住宅総数と空き家数の推移・・・・・・・・・・・・・6
- 3 空き家等実態調査の結果・・・・・・・・・・・・・7

第3章 空き家等対策における課題

- 1 二戸市の課題・・・・・・・・・・・・・8
- 2 二戸市空き家等実態調査からの課題・・・・・・・・・・・・・8
- 3 国の実態調査からの課題・・・・・・・・・・・・・8
- 4 二戸市のまちづくりとしての課題・・・・・・・・・・・・・8
- 5 二戸市の課題のまとめ・・・・・・・・・・・・・9

第4章 空き家等対策に係る基本方針

- 1 空き家等対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・10
- 2 空き家等対策に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・10

第5章 基本方針に基づく具体的取り組み

基本方針1 空き家等の適正管理・・・・・・・・・・・・・11

- 1 所有者等による空き家等の適切な管理の推進
- 2 特定空き家等に対する措置及び対策
- 3 空き家等の調査及び庁内での情報共有

基本方針2 空き家等の活用促進・・・・・・・・・・・・・16

- 1 空き家等の活用促進
- 2 所有者等の意向調査
- 3 空き家バンク制度
- 4 空き家等のまちづくり資源としての活用

◎空き家対策のフロー図・・・・・・・・・・・・・17

資料 関係法令等資料

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法・・・・・・・・・・18
- 2 二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例・・・・・・・・24
- 3 二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則・・・31
- 4 二戸市空き家等対策協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・46
- 5 二戸市空き家等対策庁内検討委員会設置規程・・・・・・・・・・48
- 6 二戸市特定空き家等除却費補助金交付要綱・・・・・・・・・・50
- 7 二戸市空き家等対策協議会名簿・・・・・・・・・・・・57

◎本計画における「空き家」と「空家」の使い分けについて

○空き家

一般的であり、市民にも理解されやすいため、条例では「空き家」としている。また、住宅・土地統計調査でも「空き家」とされている。

例) 空き家等対策計画、空き家等の適正管理、空き家バンクなど

※表紙の写真は、空き店舗となっていた呉服店を活かして、開業した飲食店「福わらし」

はじめに

近年、わが国は超高齢化及び少子化、人口減少の時代に突入し、社会全体の構造が大きな転換期を迎えている中、空き家の発生が大きな社会問題となっています。

本年 9 月 30 日に公表されました平成 30 年の住宅・土地統計調査によりますと、本市の空き家率は 19.5%であり、これは、岩手県 16.1%に比べ、高い割合となっています。

もちろん、空き家が全て問題となるわけではありませんが、とりわけ管理不全な空き家で周囲に危害を及ぼすおそれのある空き家等については、防災・防犯・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、何より地域の活力を失うことに繋がります。

平成 27 年 5 月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、市では平成 30 年 4 月 1 日に「二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例」を施行しています。この「二戸市空き家等対策計画」は、法及び条例に基づき、本市の空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な考え方を示すものであり、今後は、この計画に沿って空き家等に関する施策を展開していきます。

なお、本計画の策定にあたり、二戸市空き家等対策協議会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和元年 12 月 25 日

二戸市長 藤 原 淳

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、人口減少や高齢化の進展、居住形態の多様化など、社会構造の変化に伴い、全国的に空き家問題が顕在化しております。本市においても将来において、空き家の管理等が重要な課題になるものと想定されます。

空き家等については、本来個人の財産として、それぞれ所有者等の責任において適正に管理すべきものであり、これまで市として対応する範囲や方策は限定的なものでした。

しかしながら、特に放置されたままの空き家等や所有者等が遠方に住んでいる空き家等など、市民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼすことが考えられ、市としても、空き家等について適切に対応していく必要性が高まっております。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 11 月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が成立し、平成 27 年 2 月には、その一部が施行されるとともに、国から「空家に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」、平成 27 年 5 月には特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）が示され、法は、平成 27 年 5 月 26 日から全面施行されています。

また、平成 30 年 4 月に本市では、「二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

本計画は、法第6条及び条例第7条に基づき、本市としての実効性のある空き家対策について、総合的かつ計画的に実施していくための基本方針や取り組みを示すものとして、策定しました。

今後、条例に明記しているとおり所有者等・二戸市・事業者・市民等のそれぞれが責務を担い、連携して本計画を推進することにより、市民が安心して暮らせる良好な住環境の整備を図ります。

2 計画の位置づけ

第 2 次二戸市総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）との整合を図り、法や条例に基づき二戸市空き家等対策計画を策定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 27 年 5 月全面施行）



二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成 30 年 4 月施行）



二戸市空き家等対策計画（令和元年 12 月策定予定）

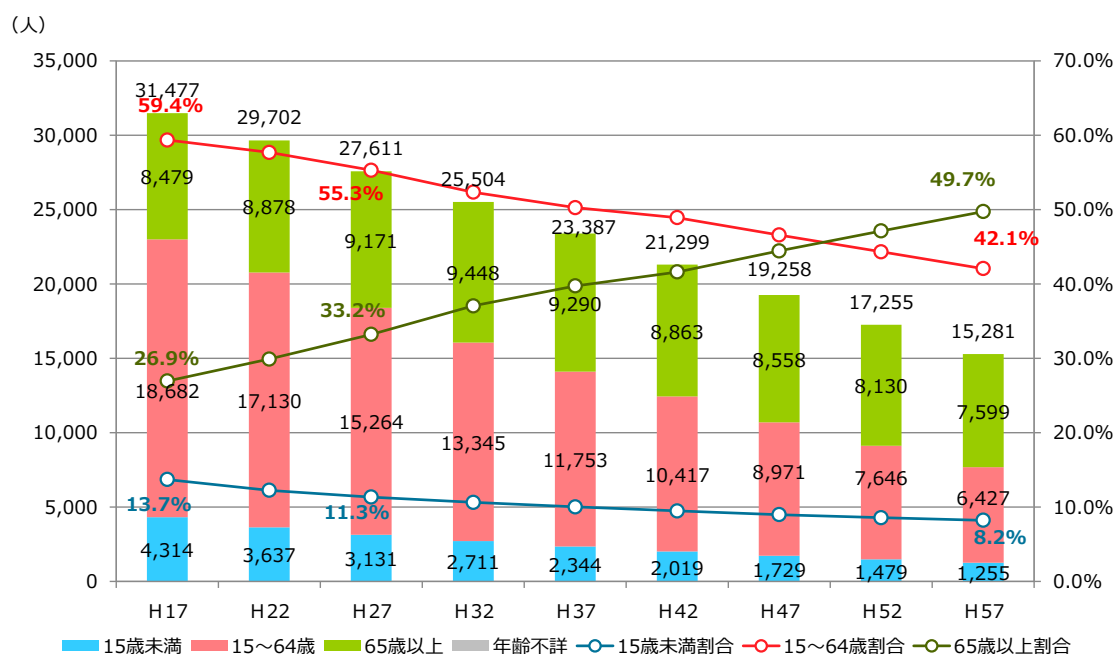
第2章 空き家の状況と現状の把握

1 人口等の推移

本市の人口は27,611人、世帯数は10,670世帯となっています。1世帯あたりの人員は、2.59人となっています。（平成27年国勢調査）

人口は、20年前の平成17年は31,477人（旧二戸市、旧浄法寺町の合計）でしたが、その後減少を続け、減少幅は年々大きくなっています。空き家増加の要因である、人口減少や高齢化は加速度的に進行し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、約20年後には現在の人口より8,000人以上減少すると見込んでいます。

■二戸市の人口推計



※H32は令和2年、H37はR7、H42はR12、H47はR17、H52はR22、H57はR27

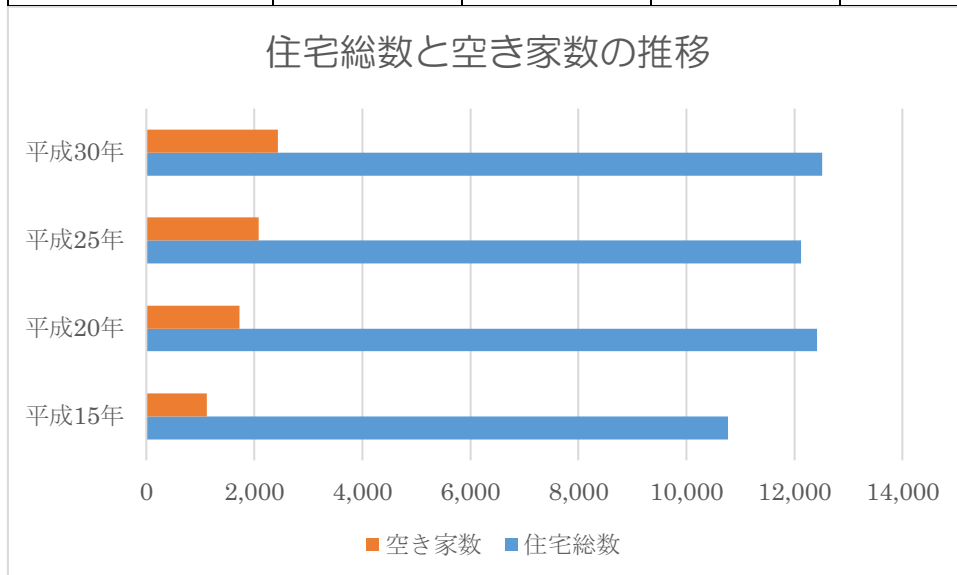
	15歳未満		15～64歳		65歳以上		年齢不詳		合計 (人)
	人口 (人)	割合	人口 (人)	割合	人口 (人)	割合	人口 (人)	割合	
H17	4,313 (563)	13.7% (1.8%)	18,682 (2,713)	59.4% (8.6%)	8,479 (1,705)	26.9% (5.4%)	2	0.0%	31,477 (4,981)
H22	3,637	12.2%	17,130	57.7%	8,878	29.9%	57	0.2%	29,702
H27	3,131	11.3%	15,264	55.3%	9,171	33.2%	45	0.2%	27,611
H32	2,711	10.6%	13,345	52.3%	9,448	37.0%	-	-	25,504
H37	2,344	10.0%	11,753	50.3%	9,290	39.7%	-	-	23,387
H42	2,019	9.5%	10,417	48.9%	8,863	41.6%	-	-	21,299
H47	1,729	9.0%	8,971	46.6%	8,558	44.4%	-	-	19,258
H52	1,479	8.6%	7,646	44.3%	8,130	47.1%	-	-	17,255
H57	1,255	8.2%	6,427	42.1%	7,599	49.7%	-	-	15,281

2 住宅総数と空き家数の推移

平成 30 年住宅・土地統計調査の住宅数は、12,520 戸で、前回調査（平成 25 年）に比べ、390 戸増加しています。

※ 住宅・土地統計調査は抽出調査であり、結果の数値は統計値で、実際の数値とは異なります。また平成 15 年以前の住宅・土地統計調査では、一定人口の市町村（旧二戸市）が対象とされており、本市合併前の浄法寺町は抽出されていないため、調査結果に集計されていません。

	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
住宅総数（戸）	10,770	12,420	12,130	12,520
空き家数（戸）	1,120	1,720	2,080	2,440
空き家率（％）	10.4	13.8	17.1	19.5



■ 岩手県内の市の空き家率

参考：岩手県 16.1%

順位	市町村名	住宅総数（戸）	空き家数（戸）	空き家率（％）
1	八幡平市	12,260	3,040	24.8%
2	釜石市	19,350	4,520	23.4%
3	二戸市	12,520	2,440	19.5%
4	久慈市	17,370	3,210	18.5%
5	遠野市	12,130	2,160	17.8%

※H30 住宅・土地統計市町村別は令和元年 9 月 30 日公表

3 空き家実態調査の結果

平成 28 年度に二戸市内の空き家の実態把握のため、市消防団の協力により空き家実態調査を実施しました。

調査の結果、確認できた空き家は 841 戸、うち危険な空き家と思われるものは 106 戸でした

空き家の可能性がある 841 戸については、現地調査結果により地区別（8 地区）に分類し、集計しました。堀野地区を除く全地区で危険な空き家と思われるものが存在しています。特に、御返地地区や浄法寺地区で危険と思われる空き家が多く認識されています。

特に危険と思われる空き家については、所有者等の意向調査や建築士等の専門家による調査を実施し、対策を講じる。

■地域別の空き家（住居）物件数（平成29年度集計時点） 合計841戸

地域	空き家戸数	地域	空き家戸数
福岡	128	堀野	30
斗米	112	石切所	122
金田一	170	仁左平	28
浄法寺	141	御返地	110

■地域別の管理不全の空き家と思われる物件数（平成29年度集計時点） 合計106戸

地域	空き家戸数	地域	空き家戸数
福岡	8	堀野	0
斗米	17	石切所	18
金田一	11	仁左平	4
浄法寺	22	御返地	26



第3章 空き家等対策における課題

1 二戸市の課題

(1) 人口・世帯数推移（国勢調査）

人口と1世帯当たり人員の減少傾向、老年人口割合の増加傾向が続いていることから、今後においても、少子高齢化による人口減少及び核家族化がさらに進行することが予測されます。このことから、ひとり暮らし高齢者が増加し、住宅数と世帯数のさらなる不一致が進むことにより、空き家の発生の増加に繋がる可能性があります。

(2) 住宅数・空き家数の推移（住宅・土地統計調査）

住宅・土地統計調査は抽出式のため、正確な空き家数は把握できないものの、2,440戸の空き家が存在している結果となっており、人口減少等に比例し、空き家の増加に歯止めがかからないと推測します。児童の通学路や歩道の狭い道路に面した空き家も散見されることから、早期の対策が必要とされています。

2 市の空き家実態調査からの課題

空き家実態調査からは、空き家約800戸確認しており、統計値とは約1,600戸の開きがあります。また、管理不全と思われる空き家は約100戸確認しており、空き家等の統一基準を示し、市と専門家による確認が必要と考えます。

さらには、適正に維持管理していくもの、利活用可能なものなども所有者等への意向調査等により区分することも必要と考えます。

3 国の空き家実態調査からの課題

国で取りまとめた意向調査では、「空き家となったきっかけ」については、「居住者の死亡や転居」により空き家となるケースが多いとされており、少子高齢化が進行する中で、空き家の増加が懸念されます。

「建物の取り壊し意向」に関しては、約4割の所有者が「取り壊しの予定はない」としており、空き家の管理状況が懸念されます。

「空き家の利活用」に関しては半数以上が「利活用したい」と回答しており、そのうちのほとんどは「空き家バンクへ登録したい」と回答しています。

この調査結果は国の調査結果によるものですが、県内自治体でも回答割合に大きな相違はなく、二戸市の空き家等の所有者も同様と想定されます。

4 二戸市のまちづくりとしての課題

二戸市は新幹線二戸駅を玄関口とした北岩手・南青森の拠点都市としてのま

ちづくりと共に、豊かな自然環境や農産物を活かした観光資源に恵まれています。空き家等の増加は、観光推進や移住・定住によるまちづくりを推進する中で、通行者に対し危険な状態をもたらすだけでなく、美しい景観を損ねることにも繋がります。

このことから、空き家等が管理不全とならないよう、所有者等への適切な管理を促し、景観を保全するとともに、人口減少対策としての移住・定住施策として空き家の利活用を推進すべきと考えます。

5 二戸市の課題のまとめ

課題1 人口減少、高齢化の進行による空き家等のさらなる増加の懸念

課題2 所有者等が遠隔地居住・高齢等の場合の空き家等の適正管理

課題3 管理不全な空き家等への対策

課題4 まちづくりと一体となる空き家の活用促進の取り組み



第4章 空き家等対策に係る基本理念と基本方針

1 空き家等対策に係る基本理念

- (1) 快適な住環境の保全のため、空き家等の適正管理と管理不全な空き家等対策
- (2) 空き家を活用した移住・定住等の推進のため、空き家等の活用促進

2 空き家等対策に係る基本方針

(1) 基本方針

本市の空き家等対策に関する課題の整理から、空き家等対策に関する基本方針を次のとおり定めます。

① 空き家等の適正管理

空き家等の適切な管理は、法第3条及び条例第3条に規定するとおり、所有者等の責務です。このことから、個人の財産である空き家等について、所有者等が適切に管理すべきであることを原則としたうえで、市として公益上必要な措置等を適切に講じ、空き家等の適正管理を促します。

さらに、専門家による実地調査や周辺の住環境等の検討により市民生活に支障があると判断した空き家は特定空き家等に認定します。法及び条例に基づき、所有者等への指導等を行い、早期の除却等を促します。

② 空き家等の活用促進

実態調査及び所有者等の意向調査などにより、利活用できると判断した空き家等については、移住・定住等による地域の活性化や街の魅力創出のための、まちづくりの資源となります。この資源の活用・不動産流通の促進に向けた検討を進めます。

(2) 対象地区

本計画の対象地区は市内全域とします。

ただし、「歩道が狭い地区で管理不全と判断される空き家が多い」、「空き家等が児童の通学路に多数隣接している」などの市民生活の状況も考慮し、県道二戸一戸線の「二戸パークホテル～岩谷橋区間」「盛岡信用金庫二戸支店～長嶺区間」を適正管理の重点対象地区として、取り組みを強化します。

(3) 対象とする空き家等

対象とする空き家等については、法第2条及び条例第2条に定める空き家等とします。

(4) 計画期間

計画期間は5年（令和元年度から令和5年度まで）とする。令和2年度には実施計画を策定し、実効性のある取り組みに繋げる。

第5章 基本方針に基づく具体的取り組み

基本方針1 空き家等の適正管理

1 所有者等による空き家等の適切な管理の推進

(1) 所有者等の責務

空き家等の発生を防ぐためには、空き家化のリスクを市民が理解し、問題意識を持つことが重要です。今後、出前講座や固定資産納税通知書送付の際の空き家啓発チラシ同封等による市民への情報提供や市広報・ホームページにより維持管理責任を周知します。

さらには、データベース等を基に、所有者等に対しては必要に応じて、適正管理を促すための通知を行います。

(2) 支援体制の整備

所有者等が自らの責務により適切に対応するためには、助言や支援を得ることができる体制が必要です。そのため、空き家等をどのように活用すればいいか、また、今後不在にせざるを得ない場合の維持管理、修繕や除却のための支援について、市と連携協定を締結した各種団体とで支援します。次の4者で平成30年2月に連携協定を締結しています。

【二戸市】

- ・空き家等の相談窓口として、維持管理や利活用の相談に対応します。
- ・様々な支援制度について、検討します。

【二戸市シルバー人材センター】

- ・遠方で空き家の適切な管理が難しい場合等、有償での管理を請け負います。

【二戸市社会福祉協議会】

- ・高齢者施設への入所等によりやむを得ず空き家となる場合、相談窓口となり、市と連携して情報共有を図ります。

【二戸市商工会】

- ・市民や遠方に住む空き家等の所有者等が空き家についての修繕や除却を希望する際に、窓口となり商工会員の事業者を紹介し、適正管理の支援を行います。

(3) 相談体制の強化

空き家等の維持管理や相続等の相談を市で受けた場合、専門的な支援のため、岩手弁護士会、盛岡地方法務局二戸支局、不動産関係団体、土地家屋調査士会等と連携した相談体制を検討します。

2 特定空き家等に対する措置及び対策

(1) 管理不全な空き家等への対応

① 所有者等の事情の把握と適正な管理依頼

市長は、管理不全等により周辺へ悪影響を与える可能性のある空き家等の情報提供を受けた場合は、所有者等に連絡を取り、当該空き家等の現状を通知するとともに、当該空き家等に関する今後の改善策に対する考えや除却等の意向など、所有者等の個別事情の把握に努めることとします。

② 特定空き家等に対する措置の事前準備

市長は、管理依頼を行っても状況の改善が見られない場合、法及び条例に基づいて、当該職員又はその委任した者に、空き家等と認められる場所に立ち入って調査させることができます。

(2) 特定空き家等の認定基準

国土交通省のガイドラインに基づき、住宅の不良度の測定基準（表1）により建築士会などの専門家への委託により判定するものとします。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(備考) 総点360点中、180点以下の管理不全な空き家等を、特定空き家等の候補とする。点数が低いほど管理不全な空き家となる。

(3) 特定空き家等の認定

市長は、管理不全等により周辺へ影響を与える可能性のある空き家等について、国土交通省のガイドラインに定める認定基準に基づき、特定空き家等に該当すると判定・思料するときは、二戸市空き家等対策庁内検討委員会において協議・検討し、空き家等対策協議会に諮り、市長が特定空き家等に認定します。

市長は、特定空き家等に認定したときは、遅滞なく、所有者等に対して通知するものとします。

（４）特定空き家等に対する措置

① 助言又は指導（法第 14 条第 1 項、条例第 13 条）

市長は、特定空き家等の所有者等に対し、当該特定空き家等に関し、除却、修繕、立木等の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導することができます。

② 勧告（法第 14 条第 2 項、条例第 14 条）

市長は、助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付して、除却・修繕・立木の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るため、必要な措置をとることを勧告することができます。

「助言又は指導」後にも改善が認められずに勧告を受けてしまうと、固定資産税の「住宅用地の特例」から適用外になります。

③ 命令等（法第 14 条第 3 項～第 8 項・第 11 項・第 12 項、条例第 15 条）

市長は、上記の勧告を受けたものが正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付して、その勧告に係る措置をとることを命ずることができます。

市長は、措置を命じようとする場合において、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を設けます。

通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

市長は、意見の聴取の請求があった場合においては、当該措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければなりません。

市長は、意見の聴取を行う場合については、命じようとする当該措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、当該期日の 3 日前までに通知するとともに、これを公告しなければなりません。

当該措置を命じられた者及びその代理人は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

市長は、勧告に係る措置の命令をした場合には、標識の措置により、その旨を公表しなければなりません。

標識は、勧告に係る命令を行った特定空き家等に設置することができます。

この場合において、当該特定空き家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはなりません。

④ 代執行（法第 14 条第 9 項・第 10 項、条例第 16 条）

市長は、必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、または、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができます。

市長は、必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者に行わせることができます。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までに措置を行わないときは、市長またはその命じられた者もしくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければなりません。

（５）応急措置

① 応急措置（条例第 17 条）

市長は、空き家等が危険な状態にあり、かつ、これを放置することにより市民の生命、身体又は財産に危害が及ぶことが認められるときは、その危険な状態を回避するため、必要最小限の措置を行うことができます。

市長は、措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収するものとします。

市長は、措置を講じたときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に対して通知（所有者又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公示による。）をしなければなりません。

３ 空き家等の調査及び市内での管理

（１）データベースの作成

本市における空き家等の所在やその状況、所有者等の実態について、法 11 条及び条例第 11 条に基づき、登記事項証明書や税情報を活用してデータベースを整備します。

これにより、関係課等との空き家等の情報共有の円滑化と空き家等の所有者等への対応の迅速化を図ります。また、データベースに蓄積した空き家等の情報を利用することで、今後の空き家等対策の施策に活用していきます。

（２）空き家等の実態把握

空き家等の状況は常に変動するものであるため、市内全域の空き家等実態調査等を適宜実施し、データベースの充実・更新を随時図り、継続して実態の把握に努めるものとします。

なお、実態把握においては、庁内関係課等と連携して取り組むものとします。

具体的には、税務課の固定資産税の通知に併せて空き家等の適正管理や活用促進を周知するなど庁内で検討していきます。

また、社会福祉協議会と地域と連携して浄法寺地区４地区（大清水、杉沢、田屋、漆沢）で空き家マップの作成に取り組んでおり、今後作成地域を拡大していきます。



基本方針２ 空き家等の活用促進

１ 空き家等の活用促進

不動産関係団体等と連携を図り、空き家等情報に関する会議の開催等、空き家等の活用についての推進体制について検討します。

また、空き家等の活用を促進するために、空き家等の所有者等の意向を反映したうえで、空き家等の情報を不動産関係団体等の空き家利活用ネットワーク等を通じて、不動産関係団体と連携して推進します。

２ 所有者等の意向調査

空き家等の売却や賃貸などについての意向調査アンケートを実施し、不動産関係者等と情報共有しながら、空き家等の有効活用に繋がります。

３ 空き家バンク制度

意向調査アンケート結果を基に、空き家バンクの取り組みを進めます。「空き家バンク」は、空き家物件情報をホームページ等で提供することによる市場への流通促進を通じて、空き家等の発生防止、利活用促進、移住・定住者の拡大などに資することを目的としたものであり、空き家等の所有者等と購入等の希望者とのマッチング、情報提供の仕組みを構築していきます。

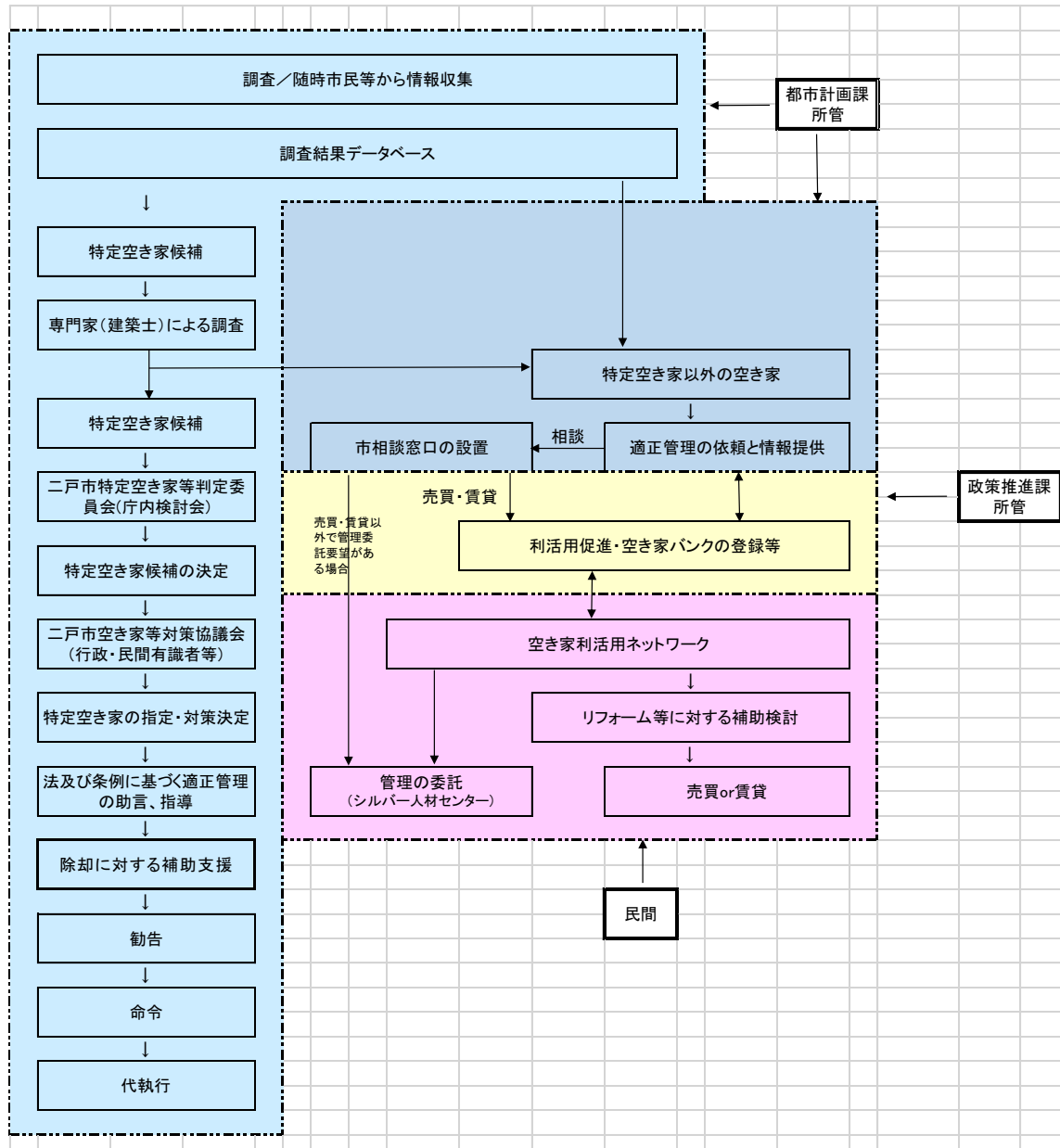
なお、国土交通省において「全国版空き家バンク」の構築がされており、その状況も見極めながら、本市の「空き家バンク」の仕組みづくりの検討を進めます。

４ 空き家等のまちづくり資源としての活用

街の賑わい創出や高齢者・子育て世代などへの支援として活用可能な空き家について、関係機関が連携して取り組み、街の魅力創出のための検討を進めます。



◎ 空き家対策の概要フロー図



資料

1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）

空家等対策の推進に関する特別措置法

（目的）

第 1 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第 10 条第 2 項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第 3 条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第 4 条 市町村は、第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第 5 条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第 1 項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - (2) 計画期間
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技

術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第 12 条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第 13 条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第 14 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第 3 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第 3 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の 3 日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第 6 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の

期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 10 第 3 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第 1 項の助言若しくは指導又は第 2 項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第 3 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第 3 項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第 3 項の規定による命令については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第 15 条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第 16 条 第 14 条第 3 項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50 万円以下の過料に処する。

- 2 第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日【平成27年政令第50号により平成27年2月26日】から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日【平成27年政令第50号により平成27年5月26日】から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成 29 年条例第 14 号）

二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等の適正な管理及び活用の総合的な対策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家等 市の区域内にある建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- （2） 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。
- （3） 所有者等 空き家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。
- （4） 事業者 市内で不動産業、建設業その他の空き家等又は空き家等の跡地の活用に関連する事業を営む者をいう。

(5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(6) 空き家等の跡地 第11条に規定する空き家等に関するデータベースに登載されている空き家等において建築物及びそれに附属する工作物を除去した敷地をいう。

(所有者の責務)

第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとする。

2 所有者等は、当該建築物が老朽化その他の原因により、将来において当該建築物が特定空き家等となるおそれがある場合は、改修その他必要な措置を講ずることにより、特定空き家等の発生の防止に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市長は、第7条の空き家等対策計画に基づく空き家等に関する対策の実施その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

2 市長は、所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する空き家等及び空き家等の跡地の活用に関する施策に協力するとともに、空き家等及び空き家等の跡地の活用及び流通の促進に努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、空き家等が及ぼす生活環境への影響について理解を深めるとともに、市が実施する空き家等に関する施策に協力するものとする。

(空き家等対策計画)

第7条 市長は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定に基づき、空き家等に関する対策についての計画（以下「空き家等対策計画」という。）を策定するものとする。（空き家等対策協議会）

第8条 法第7条第1項の規定に基づき、並びに空き家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、二戸市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員8人以内をもって組織し、市長を除く委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会は、市長が招集する。

5 前4項に定めるもののほか、協議会の委員及び組織に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（立入調査等）

第9条 市長は、法第9条第1項の規定に基づき、空き家等の所在及び当該空き家等の所有者等を把握するための調査その他空き家等に関し必要な調査を行うことができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員又は委任した者に空き家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又は委任した者を空き家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により立入調査をする職員又は委任を受けた者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提

示しなければならない。

（空き家等の所有者等に関する情報の利用等）

第10条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては、法第10条の規定に基づき、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空き家等に関するデータベースの整備等）

第11条 市長は、空き家等に関するデータベースの整備その他空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（空き家等及び空き家等の跡地の活用等）

第12条 市長は、空き家等及び空き家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（特定空き家等に対する助言又は指導）

第13条 市長は、特定空き家等に該当すると認めたときは、法第14条第1項の規定に基づき、特定空き家等の所有者等に対し、当該特定空き家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう通知し、助言又は指導をすることができる。

（特定空き家等に対する勧告）

第14条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定に基づき、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予

期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（特定空き家等に対する命令等）

第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、必要があると認めるときは、法第14条第3項の規定に基づき、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、当該期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者又は代理人は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他法令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

8 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る特定空き家等に設置

することができる。この場合においては、当該特定空き家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

9 市長は、第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第17条の助言若しくは指導又は第18条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第14条第10項の規定に基づき、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

10 第1項の規定による命令については、二戸市行政手続条例（平成18年二戸市条例第15号）及び行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（特定空き家等に対する代執行等）

第16条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者にこれを行わせることができる。

（応急措置）

第17条 市長は、特定空き家等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する著しい危険が現に切迫していると認められるときは、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該特定空き家等の所有者等か

ら当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3 二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則(平成 30 年規則第 1 号)

二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、二戸市空き家等対策の推進に関する条例（平成 29 年二戸市条例第 14 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第 2 条 条例第 9 条第 3 項の規定による通知は、空き家等立入調査実施通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 条例第 9 条第 4 項の規定による証明書は、空き家等立入調査員証（様式第 2 号）によるものとする。

(特定空き家等に対する認定の通知)

第 3 条 条例第 13 条の規定による特定空き家等の認定については、特定空き家等認定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(特定空き家等に対する勧告)

第 4 条 条例第 14 条の規定による勧告は、勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

(特定空き家等に対する命令)

第 5 条 条例第 15 条第 1 項の規定による命令は、命令書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 条例第 15 条第 2 項に規定する通知は、意見陳述機会の付与通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

3 条例第 15 条第 7 項に規定する標識は、標識（様式第 7 号）により行うものとする。

(特定空き家等に対する代執行)

第 6 条 条例第 16 条の規定による代執行に係る行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の戒告は、戒告書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 条例第 16 条の規定による代執行に係る行政代執行法第 3 条第 2 項の代執行令の通知は、代執行令書（様式第 9 号）により行うものとする。

3 条例第 16 条の規定による代執行に係る行政代執行法第 4 条の証票は、執行責任者証（様式第 10 号）とする。

(応急措置)

第 7 条 条例第 17 条第 1 項の規定については、応急措置通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

(補足)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

様

二戸市長



空き家等立入調査実施通知書

二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり空き家等の立入調査を実施するので通知します。

記

- 1 対象
- 2 日時
- 3 趣旨及び内容

様式第 2 号（第 2 条関係）

		第 号
空き家等立入調査員証		
所 属		
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、二戸市空き家等対策条例 9 条第 4 項及び第 13 条第 2 項の規定 に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
二戸市長		印

年 月 日

様

二戸市長



特定空き家等認定通知書

あなたが所有する空き家等を空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条及び二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（以下「条例」という。）第13条の規定により、法第2条第2項及び条例第2条第2項に定める「特定空き家等」に次のとおり該当すると認定しました。

については、法第14条第1項及び条例第13条の規定に基づき、当該特定空き家等の不適切な状態を解消するよう指導（助言）しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 特定空き家等の不適切な状態の内容

3 留意事項

- （1） 上記2に記載する特定空き家等の不適切な状態を解消した場合は、遅滞なく報告してください。
- （2） 正当な理由なく不適切な状態を解消する措置をとらなかった場合は、法第14条第2項及び条例第14条の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

年 月 日

様

二戸市長



勧告書

あなたが所有する空き家等を空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項及び二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空き家等」に該当すると認定し、対策を講じるように指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第 14 条第 2 項及び条例第 14 条の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 措置の期限 年 月 日

5 留意事項

- (1) 上記 4 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- (2) 上記 4 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 14 条第 3 項の規定により当該措置をとることを命ずることがあります。
- (3) 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

年 月 日

様

二戸市長



命令書

あなたが所有する空き家等を空き家対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項及び二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 項台 2 号に定める「特定空き家等」に該当すると認定したため、 年 月 日付け 第 号により、法第 14 条第 13 項及び条例第 14 条の規定に基づく勧告を行いましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、法第 14 条第 4 項及び条例第 15 条第 2 項に基づく意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、次のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令責任者

5 措置の期限 年 月 日

6 留意事項

- (1) 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に報告してください。
- (2) 本命令に違反した場合は、法第 16 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます。
- (3) 上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 14 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、二戸市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、二戸市を被告として提起することができます。この場合、二戸市を代表する者は、二戸市長です。（なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

二戸市長



意見陳述機会の付与通知書

二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり意見陳述の機会を付与しますので、意見を述べる場合は、意見書（任意様式）を提出してください。

記

- 1 命じようとする措置
- 2 事由
- 3 提出先 二戸市長
- 4 提出期限 年 月 日
- 5 記載事項等 提出者の住所、氏名、電話番号、印
- 6 その他 意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。

様式第 7 号（第 5 条関係）

公 示

次の特定空き家等の所有者は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項及び
二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例第 15 条第 7 項の規定に基づき措置を
とることを命ぜられています。

記

1 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令日

5 命令者 二戸市長

6 措置の期限 年 月 日

年 月 日

様

二戸市長



戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する次の
特定空き家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月
日までに履行しないときは、空き家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項及びこ
の処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算し
て 3 か月以内に、二戸市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日
から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、
当該審査請求に対する議決に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して
6 か月以内に、二戸市を被告として提起することができます。この場合、二戸市を代表す
る者は、二戸市長です。（なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合
は、当該審査請求に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっ
ても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決の日）の翌日か
ら起算して 1 年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくな
ります。）第 16 条の規定に基づき、次の特定空き家等の を執行しますので、
行政代執行法第 3 条 1 項の規定により戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたか
ら徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、
その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

構 造

規模 建築面積 約 m²

延べ床面積 約 m²

所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、二戸市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、二戸市を被告として提起することができます。この場合、二戸市を代表する者は、二戸市長です。（なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第9号（第6条関係）

年 月 日

様

二戸市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する次の特定空き家等を
年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに
義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項及び
二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例第16条の規定に基づき、次のとおり代
執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから
徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その
責任は負わないことを申し添えます。

記

1 代執行の対象となる特定空き家等

所在地

用 途

構 造

規 模 建築面積 約 m²

延べ床面積 約 m²

所有者の住所及び氏名

2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3 代執行の内容

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、二戸市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、二戸市を被告として提起することができます。この場合、二戸市を代表する者は、二戸市長です。（なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 10 号（第 6 条関係）

執行責任者証												
所	属											
職	名	写 真										
氏	名											
生年月日		年		月		日						
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。												
		年		月		日	発行（	年		月		日まで有効）
							二戸市長	印				
1	代執行をなすべき事項											
	代執行令書（		年		月		日付け	第		号）	記載	
2	代執行をなすべき時期		年		月		日から	年		月		日まで

様式第 11 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

二戸市長



応急措置通知書

あなたの所有する空き家等は、適切な管理が行われていないことにより、周辺住民、財物に損害を与え、又は与えるおそれがあり、その損害を予防し、又はその拡大を防ぐために緊急に措置を行う必要があるため、二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例第 17 条の規定に基づき、次のとおり応急措置を行いますので通知します。

なお、応急措置に要するすべての費用は、同条第 17 条第 2 項の規定に基づき、あなたから徴収します。また、応急措置によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 応急措置の対象となる空き家等

所在地

用 途

構 造

規 模 建築面積 約 m^2

延べ床面積 約 m^2

所有者の住所及び氏名

2 応急措置の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3 応急措置の内容

4 応急措置に要する費用の概算見積額

約 円

4 二戸市空き家等対策協議会設置要綱(平成 30 年告示第 4 号)

二戸市空き家等対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 空き家等に関する対策を推進するため、空家等に対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 7 条第 1 項及び二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例(平成 29 年条例第 14 号。以下「条例」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき、二戸市空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 空き家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 特定空き家等の認定等空き家等対策計画の実施に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 8 人以内をもって組織し、市長を除く委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、市長をもって充て、副会長は委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 条例第 8 条に定める協議会の委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、建設整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

5 二戸市空き家等対策庁内検討委員会設置規程（平成 30 年訓令 1 号）

二戸市空き家等対策庁内検討委員会設置規程

（設置）

第 1 条 二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例第 13 条に規定する特定空き家等の判定等及び空き家対策の実施について調査及び検討するため、二戸市空き家等対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 空き家等の実態調査に関すること。
- （2） 特定空き家等の判定に関すること。
- （3） 空き家等の対策に関すること。
- （4） その他空き家等の対策に関し、必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長には建設整備部長をもって充てる。

3 委員には、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- （1） 総合政策部長
- （2） 総務部長
- （3） 健康福祉部長
- （4） 産業振興部長
- （5） 総合支所長
- （6） 教育部長

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 委員長は、委員が会議に欠席する場合は、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員又は専門知識を有する者を出席させることができる。

（会議）

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（結果の報告）

第 6 条 委員長は、協議した事項について、その結果を市長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、建設整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

6 二戸市特定空き家等除却費補助金交付要綱（平成30年告示26号）

二戸市特定空き家等除却費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成29年二戸市条例第14号）に基づき、空き家等の所有者等が特定空き家等の除却に要する経費に対し、予算の範囲内で、二戸市補助金交付規則（平成18年二戸市規則第60号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家等 市の区域内にある建造物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- （2） 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。
- （3） 施工業者 市内に本店機能を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。
- （4） 除却 解体、撤去及び処分をいう。

（補助金交付の対象）

第3条 補助金交付の対象となる者は、特定空き家等について施工業者による除却を行う次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 個人であること。
- （2） 市長が特定空き家等を管理するに相当すると認める者であること。
- （3） 市税を滞納していないこと。

（補助事業の内容等）

第4条 補助事業の内容及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

（申請の取下期日）

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第6条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のと

おりとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助事業の内容	補助金の額（補助率）
市内の特定空き家等の除却に要する経費（以下「補助対象経費」という。）。 	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、50 万円を上限とする。

別表第 2（第 6 条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	特定空き家等除却費補助金交付申請書 1 補助対象経費に係る見積書の写し 2 市税納税証明書 3 施工前の現場写真 4 施工場所の案内図 5 住民票の写し 6 当該住居の所有者及び築年数が分かる書類 7 その他市長が必要と認める書類	第 1 号	1 部	当該事業の着手前
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	特定空き家等除却費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書	第 2 号	1 部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	特定空き家等除却費補助金請求書 1 特定空き家等除却費補助金実績報告書 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 施工後の現場写真 4 その他市長が必要と認める書類	第 3 号 第 4 号	各 1 部	事業完了後 30 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日

様式第1号（別表第2関係）

年 月 日

二戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊞

特定空き家等除却費補助金交付申請書

年度において、二戸市特定空き家等除却費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助申請額

補 助 金 申 請 額	金 円
工 事 の 内 容	
補 助 対 象 住 宅	所 在 地 所有者氏名 建 築 年 月
施 工 業 者	所 在 地 事 業 所 名 連 絡 先
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 市税納税証明書
- (3) 施工前の現場写真
- (4) 施工場所の案内図
- (5) 住民票の写し
- (6) 当該住宅の所有者及び建築年が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（別表第2関係）

年 月 日

二戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

⑩

特定空き家等除却費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け二戸市指令 第 号で交付決定通知のあった二戸市特定空き家等除却費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

1 工事の変更（中止・廃止）の理由

2 工事の内容

3 補助金の額	変更（廃止）前	金	円
	変更（廃止）後	金	円

4 添付書類（事業の変更の場合）

・補助対象経費に係る見積書の写し

様式第 3 号（別表第 2 関係）

年 月 日

二戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

特定空き家等除却費補助金請求書

年 月 日付け二戸市指令 第 号で交付決定を受けた二戸市特定空き家等除却費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座等

金融機関名	支店名	種別	口座番号及び口座名義人
			口座番号
			口座名義人・フリガナ

3 口座名義人の生年月日 年 月 日

※ 口座名義人については必ず請求者氏名と一致すること。

様式第4号（別表第2関係）

年 月 日

二戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

特定空き家等除却費補助金実績報告書

年 月 日付け二戸市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

工 事 金 額	金 円
工 事 の 内 容	
補 助 対 象 住 宅	所 在 地 所有者氏名 建 築 年 月
施 工 業 者	所 在 地 事 業 所 名 連 絡 先
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 添付書類

- (1) 工事の領収書の写し
- (2) 施工後の現場写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

二戸市空き家対策協議会名簿

NO.	区 分	氏 名	性別	所 属 等
1	地域住民	古里 政志	男	二戸市防災士連絡協議会会長
2	地域住民	欠端 悦子	女	一級建築士
3	識 見	小野寺 功	男	岩手県建築士会二戸支部長
4	識 見	梅木 設男	男	岩手県宅地建物取引業協会二戸支部副部長
5	識 見	小保内義和	男	弁護士・岩手弁護士会推薦（盛岡市）
6	識 見	下斗米佑太	男	岩手県土地家屋調査士会二戸久慈支部
7	行政機関	内野 秀明	男	盛岡地方法務局二戸支局長
8	行政機関	藤原 淳	男	二戸市長

（敬称略）